

北海道告示第10903号

北海道が令和3年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和3年6月25日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その13)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 農業経営者育成教育事業 就農希望者や経営発展を目指す農業者等に対して高度な農業経営者育成教育や実践的なリカレント農業教育を実施するため、予算の範囲内で補助する。				農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式	農政第2号様式 農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局(全道の区域にわたり事業を行う団体は、農政部生産振興局技術普及課)	総合振興局長又は振興局長(全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。)	
(1) 農業経営者育成教育推進事業	別記1の1のとおり	別記1の1の事業実施主体が行う次の事業に要する経費。 (1) 農業教育機関における教育カリキュラムの強化 (2) 農業教育機関等におけるeラーニングの導入 (3) 国際的な農業人材育成のための取組	定額 ただし、(3)に係る経費の上限は、研修生1名につき1海外研修当たり助成対象経費の2分の1又は60万円のいずれか低い額とする。					
(2) 農業機械等導入事業	別記1の2のとおり	別記1の2の事業実施主体が農業経営者育成教育推進事業を行う場合における経費のうち、研修用農業機械又は農業設備の導入に係る経費。	2分の1以内					
(3) リカレント農業教育機関支援事業	別記1の3のとおり	別記1の3の事業実施主体が行う、次の事業に要する経費。 (1) 就職氷河期世代を含む社会人等へのリカレント農業教育の実施 (2) 農業教育機関等におけるeラーニングの導入	定額					

<p>2 北海道農業次世代人材投資事業</p> <p>次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修期間の生活安定及び就農直後の経営確立に資するため、予算の範囲内で補助する。</p>								
<p>(1) 準備型資金事業(就職氷河期世代の新規就農促進事業含む)</p>	<p>公益財団法人北海道農業公社</p>	<p>公益財団法人北海道農業公社が準備型資金事業を行う場合における準備型の資金を交付対象者に交付するために要する経費</p>	<p>定額</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第162号様式 その1</p>	<p>農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第162号様式 その1</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部生産振興局技術普及課</p>		
<p>(2) 経営開始型資金事業</p>	<p>市町村</p>	<p>市町村が経営開始型資金事業を行う場合における経営開始型の資金を交付対象者に交付するために要する経費</p>	<p>定額</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第162号様式 その2</p>	<p>農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第162号様式 その2</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局長又は振興局長</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>(3) 準備型資金推進事業(就職氷河期世代の新規就農促進事業含む)</p>	<p>公益財団法人北海道農業公社</p>	<p>公益財団法人北海道農業公社が準備型資金推進事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの ア 報償費 イ 旅費 ウ 事務等経費 エ 委託料</p>	<p>定額</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第162号様式 その1</p>	<p>農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第162号様式 その1</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部生産振興局技術普及課</p>		
<p>(4) 経営開始型資金推進事業</p>	<p>市町村</p>	<p>市町村が経営開始型資金推進事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの ア 報償費 イ 旅費 ウ 事務等経費 エ 委託料</p>	<p>定額</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第162号様式 その2</p>	<p>農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第162号様式 その2</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局長又は振興局長</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>(5) 経営発展支援金事業</p>	<p>市町村</p>	<p>市町村が経営発展支援金事業を行う場合における支援金を交付対象者に交付するために要する経費</p>	<p>定額</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第162号様式 その2</p>	<p>農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第162号様式 その2</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局長又は振興局長</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	

<p>3 農山漁村振興交付金(最適土地利用対策)</p> <p>農地の有効活用や維持を図るため、市町村等が行う荒廃農地の再生利用活動や発生防止の取組を支援するため、交付金を交付する。</p>				<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局長又は振興局長</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>(1) 農地等活用推進事業</p>	<p>市町村 農業協同組合 土地改良区 農地中間管理機構 地域協議会</p>	<p>市町村等が次に掲げる事業を行う場合における当該事業に要する経費</p> <p>1 農地等活用推進事業</p> <p>(1) 資料の把握、区画形状・用水計画の検討、計画平面図作成</p> <p>(2) 専門家の派遣、ワークショップ</p> <p>(3) 先進地視察、研修</p> <p>(4) 最適土地利用計画及び整備計画の策定</p> <p>2 農地等活用整備事業</p> <p>(1) 刈払作業</p> <p>(2) 集積・運搬</p> <p>(3) 除藻作業</p> <p>(4) 耕起・整地</p> <p>(5) 土壌改良</p> <p>(6) 施設等補完整備事業</p> <p>(i) 基盤整備</p> <p>ア 農業用排水施設</p> <p>イ 農道</p> <p>ウ 暗渠排水</p> <p>エ 客土</p> <p>オ 区画整理</p> <p>カ 農地等保全</p> <p>(ii) 農業環境整備</p> <p>ア 簡易トイレ</p> <p>イ 農機具収納施設</p> <p>ウ 農業用ハウス</p>	<p>別記2のとおり</p>					
<p>(2) 低コスト土地利用支援事業</p>	<p>市町村 農業協同組合 土地改良区 農地中間管理機構 地域協議会</p>	<p>市町村等が次に掲げる事業を行う場合における当該事業に要する経費</p> <p>1 粗放的利用事業</p> <p>(1) 粗放的利用推進事業</p> <p>(i) 資料の把握、区画形状・用水計画の検討、計画平面図作成</p> <p>(ii) 専門家の派遣、ワークショップ</p> <p>(iii) 先進地視察、研修</p> <p>(iv) 最適土地利用計画及び整備計画の策定</p>	<p>別記2のとおり</p>					

		<ul style="list-style-type: none"> (v) 粗放的利用体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ア 放牧(家畜レンタル、家畜運搬、管理経費等) イ 蜜源・緑肥・省力作物等(種苗費、管理経費等) ウ 省力化機械の導入 (2) 粗放的利用整備事業 <ul style="list-style-type: none"> (i) 放牧 <ul style="list-style-type: none"> ア 電牧器整備 イ 電気牧柵 ウ 給水施設整備 エ 繫留施設整備 オ 簡易家畜舎整備 カ 家畜衛生設備 (ii) 蜜源・緑肥作物の作付け <ul style="list-style-type: none"> ア 刈払作業 イ 耕起・整地 (iii) 省力化機械 <ul style="list-style-type: none"> ア 刈払作業 イ 耕起・整地 (iv) 省力作物等の導入 <ul style="list-style-type: none"> ア 刈払作業 イ 収集・運搬 ウ 除礫作業 エ 耕起・整地 オ 土壌改良 					
		<p>2 生産性検証事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 食糧増産推進事業 <ul style="list-style-type: none"> (i) 食糧増産体制、検証項目、品目の検討 (ii) 専門家の派遣、ワークショップ (iii) 営農指導、研修 (iv) 食糧増産計画策定 (v) 生産性検証体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ア 種苗費 イ 肥料費 ウ 薬剤費 エ 水利費 オ 生産管理費 カ 農業用機械・施設リース キ 機械経費 ク そのほか検証に必要な経費 (2) 食糧増産実証整備事業 <ul style="list-style-type: none"> (i) 除礫作業 (ii) 耕起・整地 (iii) 土壌改良 (iv) 伐根 					

<p>4 北海道和牛ブランド創出推進事業</p> <p>第13回全国和牛能力共進会において本道の和牛を全国にアピールすることを目的に、北海道和牛のブランド化に向けて、統一ブランド創出の取組を推進するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>一般社団法人北海道酪農畜産協会</p>	<p>北海道和牛のブランド化に向けて、一般社団法人北海道酪農畜産協会が行う以下の取組に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 北海道和牛のブランド化に向けた検討会議の開催 2 和牛ブランド調査及びPR活動等 	<p>2分の1以内</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部生産振興局畜産振興課</p>		
--	------------------------	--	---------------	---	---	---	--	--